

ラインセレクト販売代理店が行った電話勧誘において  
実施されたと認められた不適切な勧誘の主な事例

1 勧誘に先立って勧誘する電気通信サービスを提供する電気通信事業者の名称及び勧誘である旨を告げていなかった。(法第 27 条の 2 第 2 号の規定への違反)

(確認された説明)

- ・ 「ご利用中の光回線の件でご紹介をいただき、ご連絡させていただいております。私エナジー光代理店〇〇の〇〇と申します」

2 他社サービスから本件サービスへ乗換えの際に生じる他社サービスの違約金について、「X 社<sup>(※1)</sup>が負担する」との説明があった。(法第 27 条の 2 第 1 号の規定への違反)

(確認された説明)

- ・ 「A 光 (勧誘対象者が契約していた A 社が提供するサービスの名称) のプランの方で違約金等が発生した場合も X 社の方で一万円のキャッシュバックがついておりますので、」
- ・ 「(B 社サービスから本件サービスへ乗換えの際に B 社との間で違約金が生じるのかという利用者からの問いかけに対して) 万が一かかった場合でも、提供元 X の方で全額負担をさせていただいておりますので、」

※1・・・X 社はラインセレクトがキャッシュバックの振込等を委託している通信事業者の親会社であり、ラインセレクトとは直接業務上の関係はない。

本件サービスに関するキャッシュバックの提供主体はラインセレクトであるにもかかわらず、ラインセレクトは X 社をキャッシュバックの提供主体 (又はサービスの提供元) として騙っており、本件サービスの提供事業者を他事業者と利用者に誤認させる不実の説明を行ったと認められる。

なお、上記のキャッシュバックの提供主体等に関する事実関係はラインセレクト及び販売代理店からの任意の報告で確認されたもの。

3 初期契約解除に関する事項が説明されていない。(法第 26 条の規定への違反)

4 サービスの品質に係る制限事項 (ベストエフォート型サービスの内容) が説明されていない。(法第 26 条の規定への違反)

5 サービスの利用に関する制限が説明されていない。(法第 26 条の規定への違反)

(確認された説明)

「開通後のサービスのご案内なのですが、今後お使いになっていただくインターネット、当然使い放題のプランで<sup>(※2)</sup>通信速度が現状の 2 倍の 2 ギガでのご提供となっております」

※2・・・本件サービスについては、あらかじめ定められたデータ使用可能容量を超えた場合に速度制限がかかりうるものであることがラインセレクトの任意の報告から明らかになっている。